

真庭市自殺対策計画 概要版

～だれも追いつまれない社会の実現に向けて～

コンセプト

輝くいのち 輝く地域 輝く真庭

目標

誰も自殺に追いつまれない社会の実現を目指し、2025年までに、
自殺死亡率 13.00 人以下（国と同じ数値目標）

※自殺死亡率 人口 10 万人あたりの自殺者数 ※自殺者数では 5.9 人以下

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨 自殺対策基本法 → 「自殺対策大綱」
- 2 計画の位置づけ 総合計画→地域福祉計画→食育・健康づくり計画→自殺対策計画
- 3 計画期間 2025年度までの7か年の計画

1980年代から2万～2万5千人で推移してきた我が国の自殺者数は平成10年から急増し、平成15年には34,427人まで増加した。国では、これらの状況を受け、平成18年10月に「自殺対策基本法（平成18年法律第85号）（以下「基本法」という。）を施行、平成19年6月に基本法に基づき「自殺対策大綱」を策定した。平成21年以降は徐々にではあるが減少傾向が続くようになった。しかしながら、依然2万人を超える高い水準のままであり、これは主要先進国7か国中で最も高く、非常事態が続いていると言える状況である。

国では、平成28年の自殺対策基本法改正の趣旨や我が国の自殺の実態を踏まえ、平成29年7月、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追いつまれない社会の実現を目指して～」が閣議決定され、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、地域間格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、すべての都道府県及び市町村が自殺対策計画を策定することとした。

第2次真庭市総合計画 『だれもが尊重され存在を認め合いすべての市民が安心して暮らせる』真庭

第2次真庭市地域福祉計画 『和（輪）を大切に 共に支え合う まちづくり』

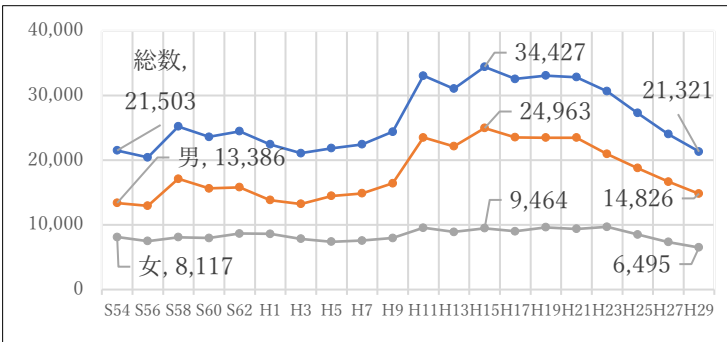
第2次まにわ食育・健康づくり計画 『元気で希望のわく 真庭を目指して』

真庭市自殺対策計画 『だれも追いつまれない社会の実現』

第2章 自殺の現状

- 1 国の現状 H15ピーク 34,427人、H29 21,321人
- 2 岡山県の現状 H15 397人 H29 264人

○全国の自殺者数の推移



○全国の年齢階級別の自殺死亡率(H29)※10万人あたりの自殺者数

年齢階級	自殺死亡率 (10万人あたり)
～19歳	2.6人
20-29歳	17.7人
30-39歳	18.0人
40-49歳	19.4人
50-59歳	22.8人
60-69歳	18.8人
70-79歳	20.2人
80歳～	21.0人

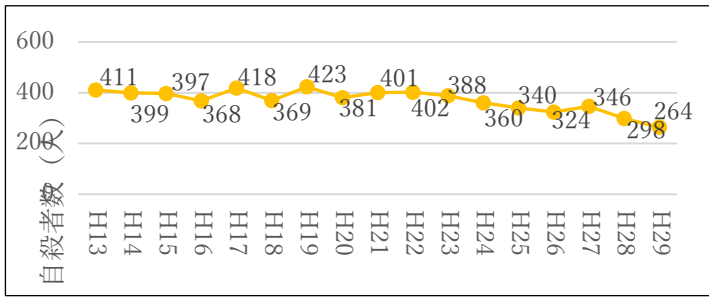
50代、70代、80代の自殺死亡率が高い

○全国の男女別の自殺の原因・動機の傾向(H29)

	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他
男	13.69%	42.89%	20.76%	11.93%	3.28%	1.68%	5.77%
女	16.76%	64.46%	5.63%	3.25%	4.11%	1.17%	4.62%

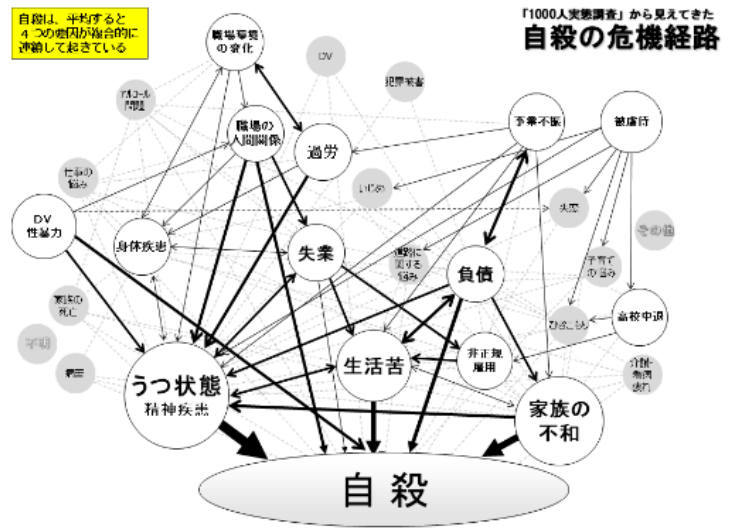
- ・男性「経済・生活問題」「勤務問題」の割合が高い。
- ・健康問題は男女に共通して割合が最も高い。

○岡山県の自殺者の推移



自殺の背景には様々な要因が重なっているとされており、NPO法人自殺対策支援センターライフリンクが行った自殺の実態調査に基づく分析によると、平均して4つの要因が複合的に連鎖して自殺は起きているとされている。右図は危険経路を示した図。

自殺の原因・動機は一つではなく、多様かつ複合的な背景を有し、複数の原因が重複している場合が多い。

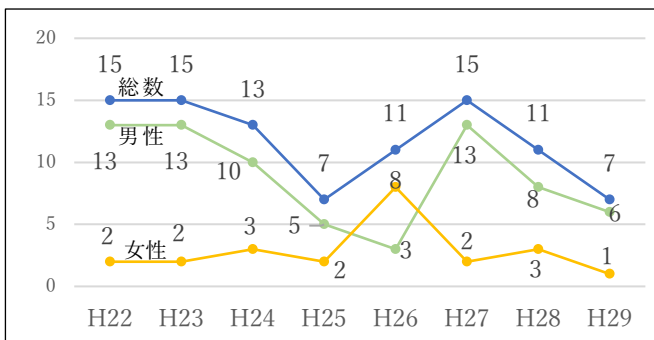


3 真庭市の現状

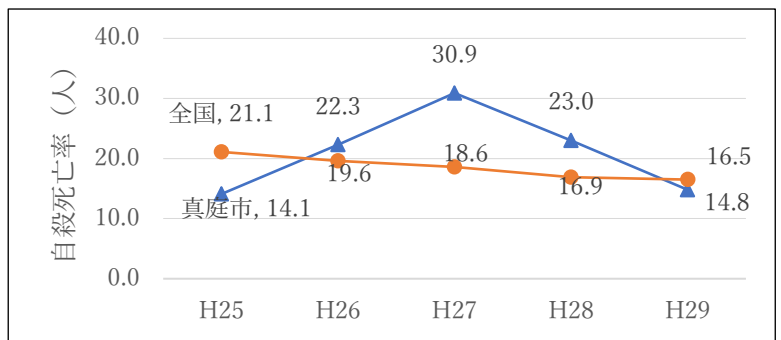
- 自殺の原因・動機
- 真庭市の自殺の実態
- 施策の重点対象
- 市民の声

自殺者数 7～15人を推移（参考：真庭市人口 45,565人 ※H31.3.1現在）
健康、経済・生活、勤務、家庭
男性が多い、70歳代が多い、同居者がいる
「子ども・若者」、「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営」
ワークショップ、タウンミーティング、アンケートなどを開催

○真庭市の自殺者の推移



○全国と真庭市の自殺死亡率の推移の比較



○真庭市の自殺の特徴

真庭市（人口45,565人※平成31年3月1日現在）における自殺者数は平成22年以降10人前後で推移し、平成22～29年までを平均すると、毎年約11.8人が自殺で亡くなっており、その特徴として、**男性や高齢者が多いことや同居者がいること**などが挙げられる。また、自殺総合対策推進センターから提供された真庭市の自殺の特徴を示した「地域自殺対策プロファイル【2018更新版】」によれば、本市の自殺者の特徴の上位5区分及びその危険経路は以下のとおりである。危険経路の最初の要因は「**失業**」、「**健康問題**」、「**人間関係**」などであり、そこから「**うつ病**」などを発症し、自殺に至るケースが多いと考えられる。

自殺の危険要素としては、「**疾病、病苦、介護、うつ状態、生活苦、ひきこもり、孤立、家族間の不和、失業、就職失敗、仕事の悩み、将来悲観**」などが挙げられるが、大別すると「**健康問題**」や職場や家庭の人間関係からの「**孤立問題**」、失業などの「**経済問題**」がある。

これらの分析の結果から、特に重点的に自殺対策支援の対象とすべき区分として「**子ども・若者**」、「**高齢者**」、「**生活困窮者**」、「**勤務・経営**」が挙げられる。

○真庭市の主な自殺の特徴の上位

- 1 男性-60歳以上-無職-同居**
危険経路：失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体の疾患→自殺
- 2 女性-60歳以上-無職-同居**
危険経路：身体の疾患→病苦→うつ状態→自殺
- 3 男性-20～39歳-有職-同居**
危険経路：職場の人間関係/仕事の悩み→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
- 4 男性-40～59歳-無職-同居**
危険経路：失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
- 5 男性-20～39歳-無職-同居**
危険経路：①【30代その他無職】ひきこもり→家族間の不和→孤立→自殺
危険経路：②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺

○真庭市の自殺対策の重点項目

自殺対策施策の対象は本市の全ての住民及び生活状況である。また、特に支援が必要な対象として、真庭市の自殺の特徴の中で明らかになったものとして

「子ども・若者」「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」などが挙げられるが、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があり
「誰でも起こりうる危機」であることを認識しておく必要がある。

○市民の声

自殺対策計画の策定にあたっては、データ分析と特徴の抽出による現状把握を行い、さらに市内の高校や関係組織等を対象にワークショップを開催、また、タウンミーティング、会議やイベントなどでアンケートを行った。

「いのちの大切さの啓発」や「声かけ」、「居場所」、「相談」、「健康」、「経済」などへの対策が必要であるとの意見や対策の実施にあたっては、行政や関係機関は勿論のこと、市民が連携し一体となって取組を進めるべきであるという意見があった。さらに、庁内関係各課の職員によるワークグループにおいて、それらの意見やデータの分析結果をもとに施策の見直しや検討を行った。

第3章 「だれも追いつめられることのない社会」の実現に向けて

1 基本理念

個性が輝く多様な社会「だれも追いつめられることのない社会」の実現に向けた「生きることの包括的な支援」

2 「だれも追いつめられることのない社会」の実現に向けた基本方針

3 「だれも追いつめられることのない社会」の実現に向けた取組

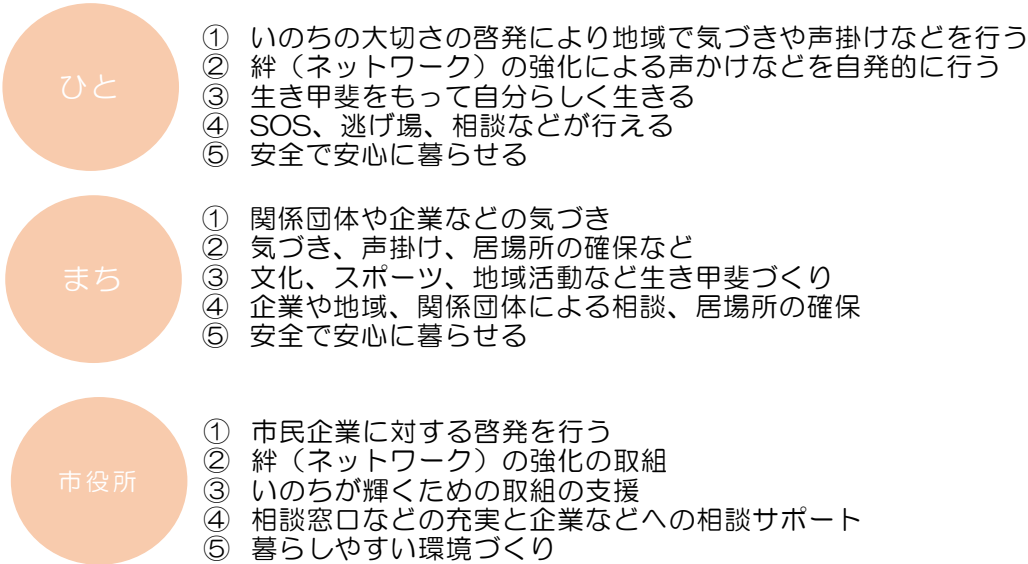
4 推進体制と評価

総合計画 基本目標

【全体】多彩な真庭の豊かな生活 【まち】多彩性と循環性のあるまち
【ひと】私たちが創り未来につなげる 【市役所】市民と新しい価値をつくる

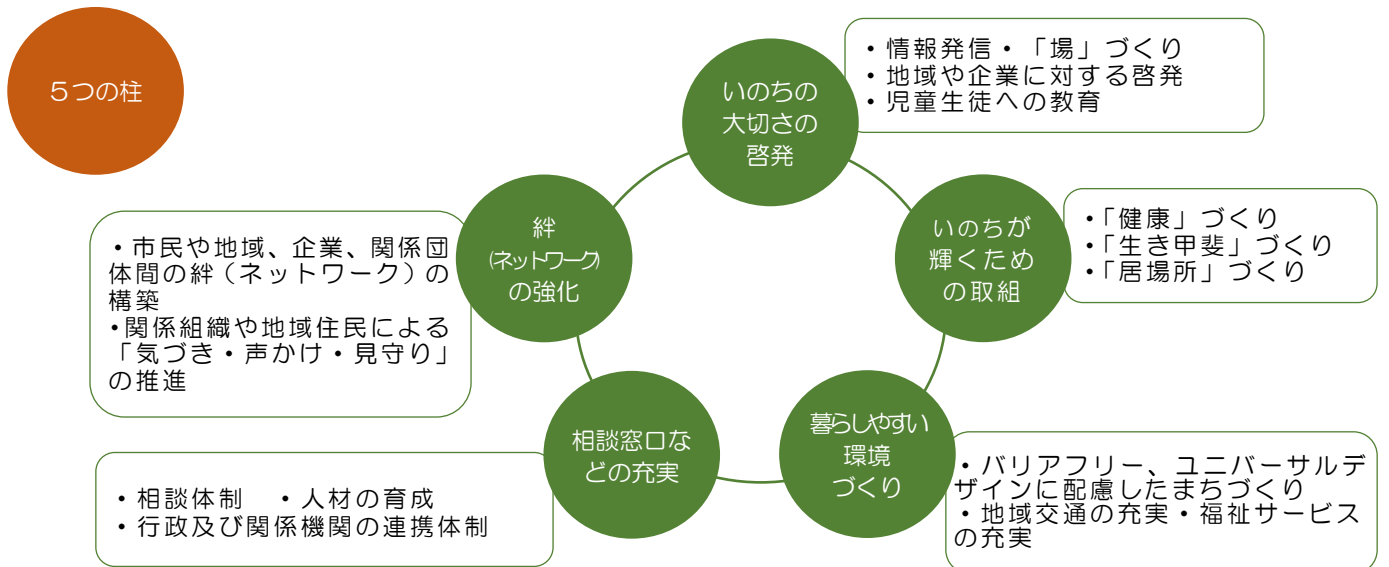
SDGs

持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現



多様で将来に繋がる持続的な取り組みを目指すこれらの基本目標は、2015年9月の国連サミットで採択された、『「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現』のための「持続可能な開発目標」である「SDGs」の基本理念と共通するものである。

本市の自殺対策においては、総合計画の基本目標に基づき、「SDGs」の理念に沿いながら、ひとや地域の多様性を互いに認め合える「だれも追いつめられることのない社会」と市民一人ひとりの良好な状態「ウェルビーイング（well-being）」の実現に向けて、官民一体となって取組を推進することを基本方針とする。



～だれも追いつまれないことのない社会の実現に向けて～

「子ども・若者」への教育、啓発

啓発

**いのちの大切さの「啓発」
相談窓口などの「情報発信」**

- ・「学校」「地域」「企業」「サロン」で健康や命の大切さの啓発
- ・愛育栄養委員会を中心とする、行政関係委員などによる啓発
- ・HP、SNS、広報紙などの活用

**民生、愛育、栄養、サポーターなど
支援者の「人材育成」**

- ・研修会などの開催
- ・関係組織の会議などで勉強会などを開催
(例 産業、福祉、地域づくり関係団体等)

意識の高まり

人材力の向上

心の健康づくり事業

愛の声かけ運動

愛育・栄養	学校	自治会長
サポーター	企業	農業関係

絆

市民や地域、関係組織「絆の構築」

- ・合同会議、研修会などによる組織間の「連携強化」
- ・関係部署と連携して地域や企業の取組を支援

**「高齢者」への声かけ、居場所づくり
「気づき、声かけ、見守り」**

- ・民生、愛育、栄養委員等による高齢者を中心とした「気づき、声かけ、見守り」の実施
- ・地域や企業、関係組織による事業の実施
- ・小学校区単位での声掛けの取組

関係組織の連携による【支援検討会議】
行政、社協、愛育、栄養、保健所 等

情報収集

連携による支援

「生活困窮者」「高齢者」「子ども」への支援

いのち 輝く

「健康」づくり

- ・数値（健康寿命）による健康の分析
- ・健康ポイント
- ・自転車による健康づくり

「生き甲斐」づくり

- ・サロン
- ・スポーツ文化活動の推進
- ・就職

「居場所」づくり

- ・サロンや地域活動などの高齢者の居場所づくり
- ・食育を通じた子どもの居場所づくり
- ・貧困対策(子ども・高齢)

相談

相談体制（健康推進課）

- ・いのちに関する相談窓口の設置
- ・国、県等の相談窓口情報の収集
- ・生活総合相談窓口（くらし安全課）等との情報共有

【対策本部】
理事会

【庁内会議】
関係部署

情報管理と共有

・相談情報や該当者情報の
管理と情報共有

【施策検討会議】
関係部署

【自殺対策総合窓口】
健康推進課

環境 づくり

ユニバーサルデザイン	地域交通	教育	経済・雇用	地域づくり
------------	------	----	-------	-------

「勤務・経営」企業との連携、雇用促進